

## &lt; 規制評価シート &gt; (各府省作成)

## 【農林・地域活性化 1】

規制改革事項(事務局記載)		認定農業者制度の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>認定農業者制度は、市町村が地域の实情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、これを踏まえ農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度(5年計画を作成し、経過後に再認定を受ける制度)であり、認定農業者に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業、農業者年金の保険料助成等の各種施策が重点的に実施されている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・農業経営基盤強化促進法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	経営政策課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業経営基盤強化促進法第12条第1項
	目的	認定農業者制度は、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するため、自らの農業経営基盤の強化を図り、自らの農業経営の改善を計画的に行おうとする者に対して、農用地の利用関係の調整、税法上の特例、資金貸付けの配慮等の措置を講じることを目的に創設したもの。市町村が、育成すべき地域の担い手像を明らかにした基本構想を作成し、農業を営む者又はこれから営もうとする者が作成する経営改善計画が当該基本構想に適合している場合に、市町村が認定するものとなっており、地域の实情を踏まえた担い手の育成・確保が図られる仕組みとなっている。
	対象	農業経営を営む者又は農業経営を営もうとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	平成5年の農業経営基盤強化促進法立法時に認定農業者制度を創設
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないこと及び計画はほとんどチェックなしに再認定されるなど、制度が形骸化していることを踏まえ、今後我が国農業を真に担う経営者のためのものになるよう、目的(農業の成長産業化戦略における位置づけ)、対象となる層、認定要件、認定後の評価・支援措置等本制度を根本的に見直すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>本制度は、市町村が地域の实情に即して、地域農業の担い手を育成・確保する仕組みとして普及・定着しており、今後とも市町村の主体的な取組を基本として運用していくことが適当。</p> <p>しかしながら、戸別所得補償制度の導入等、国の農政が大きく見直されていることから、認定農業者制度についても戸別所得補償制度によって下支えされた中から、地域農業の担い手がより多く育成・確保されるよう、戸別所得補償制度を踏まえた運用となるよう指導。</p> <p>なお、地域農業の担い手は、地域の主体的判断を尊重して育成・確保すべきとの考えから、国が対象者の範囲や認定要件等を画一的に定めることは適当ではない。</p> <p>〔認定農業者の経営と市町村の農業基本構想が必ずしも一致しないとの指摘は、地域における農業が多様性に富む場合にあってはやむを得ないもの、また、再認定に当たっては、旧計画の達成状況や目標達成のために採るべき措置の実施状況等を的確に把握するとともに、その要因を分析し、新計画の実現可能性を総合的に判断した上で、新計画の認定の可否を判断するよう従来から指導しているところ。〕</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	戸別所得補償制度の本格実施に併せて、認定農業者の考え方について再度周知。
【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等		

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 2】

規制改革事項(事務局記載)		我が国酪農の競争力強化のための見直し
規制の概要(事務局記載)		<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生乳取引は、その95%が生産者からJA(単位農協)、農協連等を通じて全国10(北海道及び沖縄を含む)の指定生乳生産者団体(指定団体)に全量委託される方式(指定団体制度)で行われている。委託された生乳は、指定団体が一括して各乳業メーカー等と交渉し、年度ごとの用途別単価及び生乳の納入先がそれぞれ決められる。</li> <li>・また、指定団体は、自らが主体となって実施する計画生産に参画した生産者だけに支給される補助金(補給金)の受け皿としての役割も担っている。各生産者に支払われる乳代は、その属する指定団体が受け取る用途別販売乳代の合計を平均した単価(プール乳価)に補給金を加えて計算されるため、同一指定団体下の生産者は基本的に同一の基準単価によって計算された乳代を受け取る。</li> </ul> <p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第5条、第6条、</li> <li>・農林水産省生産局長通知『指定生乳生産者団体の受託規程について』の一部改正について(平成18年1月27日、17生畜第2501号)別紙第2条(委託の原則について)等</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	生産局
	担当課・室名	畜産部牛乳乳製品課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第5条～第12条</li> <li>・加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則第7条</li> <li>・農林水産省生産局長通知「指定生乳生産者団体の受託規程について」(平成13年2月28日、12生畜第847号)別紙第2条(委託の原則について)等</li> </ul>
	目的	生乳の価格形成の合理化、牛乳及び乳製品の価格の安定
	対象	加工原料乳(加工原料乳生産者補給金)
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和40年:加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(以下「法」という。)制定</li> <li>・平成10年:「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」(平成10年4月16日付け10畜A第881号農林水産省畜産局長通知)発出</li> <li>・平成13年:法の一部改正(不足払い方式から固定支払方式へ変更及び指定生乳生産者団体の機能強化) :「指定生乳生産者団体の受託規程について」(平成13年2月28日付け12生畜第847号農林水産省生産局長通知)発出</li> </ul>
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>全量委託の原則を廃止し、一部であっても委託ができるようにすべきである。</p> <p>併せて、これまでの補助金支給方法を見直し、個々の農家が直接的に利用できる補助体系にすべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全量委託の原則については、以下のとおり見直しを行っている。 「指定生乳生産者団体が行う生乳受託販売の弾力化について」において、一部委託の一例として、生産者が小規模の処理加工施設を有し、その生産する生乳の一部を当該施設において処理加工した上で販売する場合の規定例を示すなど、従来から受託販売の弾力的運用について指定生乳生産者団体を指導しているところ。</li> <li>・補給金支給方法の見直しについては、適正な補給金の交付が困難になる等の観点から、対応困難である。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全量委託の原則については、さらに、「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針(平成22年7月)」にあるとおり、酪農経営における6次産業化の取組等を支援するため、指定生乳生産者団体における生乳取引等の状況を検証し、生産者自らが加工や販売等の取組が行えるよう、生産者の創意工夫をより活かせる仕組みを、生産現場の意見を踏まえつつ検討する予定。</li> </ul>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現行制度は、指定生乳生産者団体を通じ、特定用途に限定した補給金を生産者に支払うことにより、①用途別取引の促進による飲用乳価の安定、②用途別に異なる乳代をプールして支払うことによる生産者間の所得の公平化、③共同販売の促進による乳価交渉力の強化を可能にしているところであり、要望へ対応した場合、これらの制度が崩れ、生産者にとって不利になる可能性が高い。また、生乳の価格形成の合理化がなされないため、牛乳及び乳製品の安定供給が図られないおそれがある。</li> <li>・また、補給金交付の対象となる「加工原料乳」は、指定団体と乳業との用途別取引の結果仕向けられるものであり、個々の生産者が生乳を出荷する際には、用途区分されていないことから、要望へ対応した場合、そもそも、特定用途に限定した補給金を交付するという財政効率的な方法がとれなくなる。</li> <li>・さらに、本業務は、毎日行うことが必要で、作業は極めて煩雑なことから、制度を円滑に運用するためには、業務を専門的に行う組織が必要であり、現行の補助体系が適当である。</li> </ul>

< 規制評価シート > (各府省作成)

【農林・地域活性化 3】

規制改革事項(事務局記載)		国家貿易制度の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・麦や乳製品等におけるミニマムアクセスなどの関税割当数量については国家貿易が行われている。</p> <p>(1)農林水産省(麦等)</p> <p>適量の麦を安定的かつ計画的に輸入することを理由に、農林水産省が直接売買する国家貿易を行っている。実態としては農林水産省は各製粉メーカー等から必要とされた量を集計し、その量の輸入を輸入業者に委託している。(2010年10月からは、民間ができることは民間が担いながら麦の安定供給を図っていくため、即時売買方式を拡大。)</p> <p>(2)(独)農畜産業振興機構(乳製品等)</p> <p>農畜産業振興機構が、国家貿易機関として、カレント・アクセス輸入を一元的に行うこととなっており、輸入する指定乳製品等の品目別数量、時期などについては、毎年度、国内の指定乳製品の需給・価格動向等を勘案し決定しているとされている。しかし、実際は委託された輸入業者が輸入している。</p> <p>輸入された乳製品については、差益(マークアップ)が上乘せされたうえ、入札で一番高い値をつけた乳製品メーカー等が機構から売渡しを受けることが出来るとされている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条、第43条</p> <p>・独立行政法人農畜産業振興機構法第10条、加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第13条</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	(1)総合食料局/(2)生産局
	担当課・室名	(1)食糧部食糧貿易課/(2)畜産部牛乳乳製品課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) 告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	(1)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第42条第1項及び第2項、第43条第1項及び第2項 (2)加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第3条、第13条、第16条
	目的	(1)主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に基づき、国民の主要な食糧である麦が、主食としての役割を果たし、かつ、北海道の畑作輪作体系、都府県の水田営農における重要な農産物としての地位を占めていることにかんがみ、国家貿易により麦の需給及び価格の安定を図り、もって国民生活と国民経済の安定に資することを目的とする。 (2)牛乳及び乳製品の需給の安定
	対象	(1)麦の輸入/(2)指定乳製品等の輸入
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	(1)昭和17年に食糧(米、小麦、大麦、裸麦)の生産、流通、消費にわたり政府が需給と価格を管理するために、食糧の需給・価格の調整、配給の統制を行うこととして、「食糧管理法」を制定。 昭和20年から貿易庁が、昭和24年から食糧庁が一元的に輸入を実施。 平成7年に「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」(以下、食糧法)を制定。 平成19年4月に食糧法を改正し、輸入麦の政府売渡価格について、標準売渡価格制度から相場連動制に移行。また、民間貿易に近い売買同時契約(SBS)方式を一部銘柄に導入。 平成22年10月に、輸入麦について、より効率的に業務を運営する観点から、国が一定期間備蓄した後に販売する方式から、輸入後直ちに販売し、製粉企業等が一定期間備蓄する方式(即時販売方式)に移行。 (2) ・昭和41年:加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の施行に伴い、機構(当時は畜産振興事業団)が乳製品の一元的な輸入を開始。 ・平成7年:ウルグアイラウンド農業合意を受けた平成6年の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の改正により、機構が国際約束に基づく輸入を開始。

規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>麦や乳製品等について行われている国家貿易制度について、競争環境の整備及び行政の効率化の観点等から、国の役割は割当数量配分のみにとどめるなど、国家貿易制度の在り方(担い手、手法等)について見直すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>(1) 麦の国家貿易制度については、以下の理由により引き続き維持していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 麦は、米に次ぐ我が国の主要な食糧であるが、国内産麦では量的又は質的に需要を満たせないことから、その需要量の約9割は輸入麦により賅われている。最近のロシアの禁輸措置にみられるように、安定的に輸入を行うことは、国として極めて重要な課題であるため、安定的な輸出国であるアメリカ、カナダ、オーストラリアの3か国から小麦を輸入している。</li> <li>・ 日本に麦を供給している国々では、国家貿易が生産者団体等による一元的な輸出が行われていることから、これら輸出力のある国々と対等に交渉し、良品質の小麦を安定的に供給するためには、売り手と同じ交渉力を持つ国が一元的に国別・銘柄別の数量を輸入する必要がある。</li> <li>・ 国家貿易により小麦を輸入していることから、平成18年から20年までの国際相場の高騰時においても安定的な輸入を確保することができた。</li> </ul> <p>また、国家貿易を行う場合はマークアップ(輸入差益)を徴収することがWTO協定上認められており、マークアップ収入を戸別所得補償制度の財源に充てることにより、食料自給率の向上に必要不可欠な国内産麦の振興を図っている。</p> <p>10月27日に開催された行政刷新会議特別会計仕分けにおいて、食料安定供給特別会計についても議論されたが、国家貿易などを含む食糧管理事業については、「国が引き続き実施すべき」と取りまとめられたところである。</p> <p>なお、麦については平成5年のウルグアイ・ラウンド合意により、基準期間(1986年～88年)の輸入実績に基づきカレント・アクセス枠を設定し輸入を行っており、ミニマム・アクセス枠について国家貿易を行っているとの指摘は誤りである。</p> <p>(2) 乳製品の国家貿易制度については、以下の理由により引き続き維持していくことが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生乳は、毎日生産され、腐敗しやすく貯蔵性がないことから、廃棄することのないよう需要に応じた生産と緻密な需給調整が不可欠である。</li> <li>・ そのため、牛乳・乳製品については、加工原料乳生産者補給金制度、生産者団体による自主的な生乳の計画生産に加え、国境措置の適切な実施により、需給の安定が図られている。</li> <li>・ 国境措置すなわち国際約束に基づく乳製品の輸入については、輸入する乳製品の種類や売渡の時期等を選択・調整することにより、国内需給への悪影響を可能な限り避けるよう行われており、機構が国家貿易機関として一元的に輸入する仕組みが適当である。</li> </ul>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	<p>(1) 民間貿易に近いSBS方式については、19年度から一部銘柄に導入しているが、この方式の拡大については、製粉企業のみならず2次加工メーカーや国内産麦の生産者を含む麦関連産業全体のあり方を変える可能性があることから、麦関連産業の将来のあり方について検討を行い、その結論が得られた後、3年程度の準備期間を経て実施することとしている。</p>
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>(1) 国家貿易制度を廃止した場合は、主要食糧である麦の国民への安定供給が困難になる。</p> <p>(2) 要望に対応した場合、牛乳・乳製品の国内需給にアンバランスが生じ、乳製品の安定供給が図られないおそれがある。また、これにより、生乳需給全体が不安定化し、酪農経営にも悪影響を及ぼすおそれがある。</p>

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 4】

規制改革事項(事務局記載)		非加熱果汁のボトリングを可能とするための基準緩和
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】                      ・現在の「清涼飲料水の規格基準」においては、非加熱果汁について、最終的な品質基準だけでなく、その製造工程における使用機械基準まで定められている。                      (「密閉型全自動搾汁機により搾汁されたもの」に限定)</p> <p>【根拠法令】                      ・食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)</p>
所管省庁	担当府省	厚生労働省
	担当局名	医薬食品局食品安全部
	担当課・室名	基準審査課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	食品、添加物等の規格基準(昭和34年厚生省告示第370号)第1食品D各条 2 清涼飲料水の製造基準(3)
	目的	冷凍果実飲料の安全性確保
	対象	清涼飲料水製造業者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和48年12月27日公布(厚生省告示第340号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>ボトリングされた非加熱果汁はドイツやオランダ、アメリカでは一般的に販売されているが、現在日本では、上述の規制のため、非加熱のジュースをボトリングして販売することは出来ない状態である。</p> <p>なぜ、現在の機械及び基準が定められているかが不明確である。最終的な品質規格はもちろん重要であるが、その製造過程において製造機械まで限定している今の規格は国産果汁の販売の道を閉ざしているといえ、農産物の機能性に着目した商品開発や農商工連携による地産地消型ビジネスの促進のためには、この規格を最終的な品質基準のみに緩和すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>ご提案の内容が明らかではないが、ご指摘の「非加熱果汁」とあるのは、「食品、添加物等の規格基準」に定められている「冷凍果実飲料」のことであると思料する。「食品、添加物等の規格基準」は、最終的な食品の品質についての規格と、食品の安全性確保のため、製造から販売までの一連の行為について科学的見地に基づき定められた基準について定められたものである。このうち製造に係る基準は、製造段階のリスク(病原微生物、異物混入等)低減のために、特に衛生管理が必要な食品について定めたものであり、ご要望にある冷凍果実飲料について製造基準を設けないとすることは、安全性確保の観点から対応困難である。</p> <p>また、冷凍果実飲料を含む清涼飲料水については、安全性確保の観点から原則一定条件での加熱殺菌が義務づけられている。冷凍果実飲料については加熱殺菌を要しない場合の例外規定として、密閉型自動搾汁機を用いる製造方法を示しているものである。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	加熱殺菌を行わず、かつ、密閉型全自動搾汁機による方法以外の方法で冷凍果実飲料を製造する場合については、食品衛生法第13条に基づく「総合衛生管理製造過程承認制度」により個別の承認を得られれば現行でも可能である。

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 5】

規制改革事項(事務局記載)		農業用施設用地の大規模野菜生産施設建設による農地転用基準の見直し (大規模野菜生産施設の基準の明確化)
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模野菜生産施設の生産現場では衛生面の管理が重要なため床をコンクリートにする必要がある。</li> <li>・農地転用の運用上は、床をコンクリート等の堅固な永久構造にした場合は農地転用が必要としている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <p>農地法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	農村振興局
	担当課・室名	農村計画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農地法第4条第2項、農地法第5条第2項、農地施行令第10条第1項第2号イ、農地法施行令第18条第1項第2号イ
	目的	優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等により農地を区分し、転用を農業上の利用に支障が少ない農地に誘導するとともに、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止する。
	対象	農地を農地以外のものにする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	制定:昭和27年(農地法の制定) 主な改正経緯: 平成10年(2ha超4ha以下の農地転用許可権限を都道府県知事許可に委譲) 平成21年(公共転用に係る法定協議制の導入等農地転用規制を厳格化)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	参入の促進及び農地有効利用の推進をはかるため、農業生産法人が、農地を利用して大規模な野菜生産施設を建設する場合は農業用施設として認め、床をコンクリートで固めても転用の必要はないものとすべきである。 併せて、農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱うと基準を明確化すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	【農地を利用する大規模な野菜生産施設又は床をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設を農業用施設として認めることについて】 同施設については、農地法施行令第10条第1項第2号イ及び第18条第1項第2号イに規定する農業用施設としての取扱いを明確化するために通知を発出する予定である。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>【床をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設について農地転用許可を必要としないことについて】 農地をコンクリートで固める行為は、農地を農地以外のものとする行為であり、農地転用の許可が必要である。 このため、農地をコンクリートで固めた大規模な野菜生産施設の設置について農地転用許可を不要とすることは困難である。</p> <p>【農業生産法人が建設する大規模野菜生産施設は、事務所等の附帯施設も含め農業生産施設として取扱うことについて】 農業用施設については、畜舎、温室等といった農業生産に直接関わるものについて農業用施設として認めているところであり、大規模野菜生産施設は農業用施設としている。 なお、附帯する施設であるとしても事務所等については、農業生産に直接用いる施設ではないことから農業用施設として扱うことは困難。</p>

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 6】

規制改革事項(事務局記載)		土地改良事業に伴う受益者負担の軽減措置及び制度の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業生産基盤の向上のため、農林水産省の農業農村整備事業として国等の補助事業により施行された土地改良事業であるが、昭和40年代に実施されたものについては設備の老朽化が顕著である。</li> <li>・これらを修繕改修するためには莫大な事業費に加え受益者の更なる負担が発生する。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地改良法第12条(設立費用の負担) 等</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	農村振興局
	担当課・室名	土地改良企画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	
	目的	負担金、賦課金等の徴収
	対象	土地改良法第3条に規定する資格を有するもの等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和24年
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>土地改良事業における受益者負担金については、就農者の高齢化による離農者の増加や、米の自由市場化以降の価格の下落による農業所得の減少などから滞納者が発生するなど農業経営者にとって大きな負担となっている。</p> <p>農業者戸別補償制度の目的にも掲げられている農業経営の安定と国内生産力の確保を推進するうえでは、これらの生産費にかかる部分への配慮も必要と考えられることから、国による受益者負担への減額措置等を検討すべきである。</p> <p>併せて、これらを管理している各土地改良事務所についても組織の整理合理化を積極的に推進し、各自治体業務として統合するなど人件費及び事務経費の削減を図ることで受益者負担の軽減を図るべきである。</p> <p>また、農業法人など民間企業による管理業務受託など、民間ノウハウの導入を図り管理運営の効率化への取り組みを進めるべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>土地改良事業については、これにより生ずる利益は、地域内の農家に帰着するものであることから、基本的に受益者たる農家の一定の負担の下に実施されることが必要である。また、負担金の軽減対策として土地改良負担金総合償還対策事業を実施し、負担金の償還が困難な受益者たる土地改良区等を対象に利子補給や貸付け等の措置を講じており、また、5年間で15%のコスト縮減やストックマネジメントによるライフサイクルコストの削減に努めているところである。</p> <p>なお、「土地改良事務所」については、その意味するところが不明である。また、個々の土地改良区等が管理業務を民間企業に請け負わせることについては何ら規制はない。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 7】

規制改革事項(事務局記載)		有害鳥獣捕獲にかかる基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>有害鳥獣を捕獲するには、狩猟免許所持者が捕獲しなければならない。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律</li> </ul>
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	自然環境局
	担当課・室名	野生生物課鳥獣保護業務室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条、第39条 鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な方針Ⅱ 第四 3 ② 1)
	目的	有害鳥獣捕獲時の錯誤による捕獲や事故を防止するため、捕獲を行う者の捕獲技術、安全性等を確保することを目的とする。
	対象	有害鳥獣捕獲許可を受けようとする者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	大正7年 制度創設 平成15年 構造改革特別区域法に基づき、有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業の特例を創設
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	アライグマ等外来種の捕獲に関しては、個人等の農家が、捕獲計画書を提出すれば、狩猟免許所持者の指導により捕獲することができるようにすべきである。併せて、農業者の安心感を得るため、小動物のハクビシン、アナグマ等の随時捕獲も同様の扱いとすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	地方公共団体や農協等の団体においては、アライグマ、ハクビシン、アナグマ等のわなによる有害鳥獣捕獲については、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)に基づき、特例番号1303(有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業)として狩猟免許を有しない従事者を容認する特区を創設している。また、狩猟免許を有しない農林業者についても、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第9条に基づく鳥獣の捕獲等の許可の適正な運用等について」(平成21年3月30日野生生物課長通知)に基づき、自らの事業地内に囲いわなを設置して捕獲する許可を受けられることとしている。なお、鳥獣保護法においては、不特定多数の者が出入りできる農地であることをもって規制している規定はない。<いただいていた規制の概要に事実誤認あり>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	上記のとおり、措置済みである。

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 8】

規制改革事項(事務局記載)		有害鳥獣捕獲にかかる基準の緩和
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄砲刀剣類所持等取締法の改正により、鉄砲刀剣類等を所持するためには、精神診断書の添付が義務づけられている。</li> </ul> <p>.....</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄砲刀剣類所持等取締法</li> </ul>
所管省庁	担当府省	警察庁
	担当局名	生活安全局
	担当課・室名	保安課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	銃砲刀剣類所持等取締法第4条の2第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第10条第1項
	目的	猟銃所持にかかる不適格者を的確に排除するため。
	対象	銃砲所持許可の申請者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成20年法律第86号 (平成20年11月19日衆議院内閣委員会の修正議決により追加されたもの。)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	精神診断書の添付が煩雑、近くに精神の病院が無い等により免許返納者が増加し、狩猟免許第1種、第2種所持者及び銃所持者等の減少により、鳥獣の追払い、捕獲駆除が困難な状況である。 したがって、鉄砲刀剣類等所持にかかる精神診断書の添付の義務付けをやめるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	精神科医等の診断書については、長崎県佐世保市で発生した散弾銃使用殺傷事件等の猟銃使用凶悪事件の発生状況を踏まえ、猟銃等の所持許可に係る精神障害者等についての欠格事由該当性の審査を厳格に行うために、専門医の診断を必要とされたものであり、改正は非常に困難である。 なお、猟銃所持者の数は、昭和50年代をピークに減少し続けており、必ずしも当該減少傾向と精神科医等による診断書の添付義務との因果関係は明らかでない。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	本要望に対応した場合、猟銃所持の許可に際し不適格者の的確な排除が徹底されず、最終的に、許可銃使用に係る凶悪事件等の未然防止を図ることができなくなるおそれがある。 なお、現在、精神科医だけでなく、上記内閣府令に規定する医師による診断書も認めているほか、警察署窓口において、申請者に対し複数の専門医の所在を教示するなど、申請者の負担軽減を図っている。

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 9】

規制改革事項(事務局記載)		EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止の解除
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>チーズの品質(風味や味)は「原料乳」「乳酸菌」「レンネット(仔牛の第4胃から抽出する凝乳酵素)」で決まるが、BSE問題発生以降、BSE発生国からの牛由来レンネットの輸入は禁止されている。</p> <p>2001年2月15日には、食品衛生法に基づく法的措置を行い、牛肉、牛臓器及びこれらを原材料とする食肉製品について、EU諸国等(*)からの輸入禁止措置がとられた。羊、ヤギ由来のレンネットについても、自肅という形をとり、事実上輸入ができない状況にある。</p> <p>(*)EU諸国 ベルギー、ドイツ、フランス、イタリア、ルクセンブルグ、オランダ、デンマーク、アイルランド、英国、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、フィンランド、オーストリア、スウェーデン</p> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>食品衛生法第9条(特定疾病にかかった獣畜の肉等の販売等を禁止)</li> <li>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第13号)において、特定疾病に「伝達性海綿状脳症」を追加。</li> </ul>
所管省庁	担当府省	厚生労働省
	担当局名	医薬食品局食品安全部
	担当課・室名	監視安全課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<p>規制改革要望のレンネットが、「既存添加物名簿(平成8年厚生省告示第120号)」で定めるレンネット(※)のうち、反すう動物の第四胃より、室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたものである場合は、以下の通知等が該当する。</p> <p>「狂牛病発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて(平成13年2月5日付け食監発第18号)」</p> <p>「BSE発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて(平成16年2月27日付け食安監発第0227003号監視安全課長通知)」</p> <p>「BSE発生国等及び米国から輸入される牛肉等の取扱いについて(平成16年1月19日付け事務連絡)」</p> <p>(※)「食品衛生法に基づく添加物の表示等について(平成8年5月23日付け 衛化第56号生活衛生局長通知)」の別添「既存添加物名簿収載品目リスト」において、レンネットとは、反すう動物の第四胃より、室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたもの、又は酵母菌(Kluyveromyces lactis)、糸状菌(Mucor miehei, Mucor pusillus LINDT, Mucor spp., Rhizomucor miehei)、担子菌(Irpechium lacteus)若しくは細菌(Bacillus cereus, Crypohectria parasitica, Escherichia coli K-12等)の培養液より、室温時～微温時水若しくは酸性水溶液で抽出して得られたもの、室温時濃縮したもの、又は、冷時エタノール若しくは含水エタノールで処理して得られたものであると説明されている。</p>
	目的	BSE発生国等から輸入される牛肉等のBSE対策
	対象	BSE発生国において、とさつ、解体、分割又は細切されためん羊・山羊由来原料の添加物。牛由来原料を使用している添加物。
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(平成13年厚生労働省令第13号)が平成13年2月15日付けで公布、施行され、伝達性海綿状脳症にかかり、又は疑いのある獣畜の肉、臓器等については、販売、加工等が禁止されるとともに、獣畜の肉、臓器及びこれらを原材料とする食肉製品の輸入に際しては、輸出国政府によって発行された伝達性海綿状脳症にかかり、又は疑いがあるものではない旨の証明書又はその写しの添付が必要となった。それに伴い、平成13年2月15日付け食監発第18号監視安全課長通知「狂牛病発生国等から輸入される牛肉等の取扱いについて」を发出し、証明書の必要ない添加物等についても受け入れないこととした。</p> <p>また、平成16年1月19日付け事務連絡「BSE発生国等及び米国から輸入される牛肉等の取扱いについて」により、添加物としての届出において、牛由来原料を使用している添加物は輸入が認められない旨が改めて示された。</p> <p>めん羊・山羊については、と畜場法施行規則の改正により平成16年2月27日からめん羊・山羊の脳、せき髄等について、とさつ、解体時に除去・焼却することが義務化され、その国内規制の強化にあわせて平成16年2月27日付け食安監発第0227003号監視安全課長通知「BSE発生国等から輸入されるめん羊・山羊の肉等の取扱いについて」により、BSE発生国から輸入されるめん羊・山羊の肉、臓器並びにこれらを原材料とする食肉製品、食品、添加物についても受け入れないこととした。</p>
	規制改革の方向性(事務局記載)	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来のレンネットの輸入禁止を解除すべきである。
規制改革要望等への対応	上記規制改革の方向性への考え方	EU諸国からの牛、羊、ヤギ由来の既存添加物であるレンネットを輸入を再開するためには、食品安全委員会の評価が必要であると考えており、輸出を希望する国等から評価依頼するために必要な資料の提供があれば、食品安全委員会の評価を踏まえ、輸入の可否について検討する。なお、現時点において、EU諸国から要望は受けていない。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	輸出を希望する国等から要望及び資料提供があれば、「上記規制改革の方向性への考え方」で示しているとおり、食品安全委員会の評価を踏まえ、輸入の可否について検討する。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 10】

規制改革事項(事務局記載)		農地基本台帳整備の促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において農地基本台帳を整備することとされている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第22条</li> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業委員会等に関する法律第2条、第6条第1項 農業委員会等に関する法律施行令第1条 農業委員会等に関する法律施行規則第1条 農業委員会交付金事業実施要領
	目的	農業委員会が処理する法令業務を処理するにあたっての必要な資料として整備。
	対象	農業委員会
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和60年の農業委員会等に関する法律施行令の一部改正に伴い、「農業委員会交付金事業」により農業委員会が法令業務を処理するにあたっての必要な資料として、全市町村農業委員会において整備。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	農地基本台帳の作成に当たり、管理項目とされている農地所在地、農地地番、農地地目、所有者氏名の情報が必要であるところ、正確な情報を得るためには固定資産税データが必要不可欠と考えられる。 したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化(所有者の登記の義務化)、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	農地基本台帳を法制化することについては、法制化により、農地基本台帳にどのような法的効果を持たせるのか、例えば、固定資産税データとの統合が可能であるのか、登記簿データとの統合が可能であるのか等について、それぞれの制度所管省庁の判断が必要であり、当省でお答えすることは困難。 なお、相続等により農地の権利を取得した場合に農地の権利者を把握するため、昨年の農地法改正により、相続人による農業委員会への届出を義務化したところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 10】

規制改革事項(事務局記載)		農地基本台帳整備の促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業委員会交付金事業実施要領に基づき、「農業委員会が法令事務を処理するに当たり必要な資料」として、全農業委員会において農地基本台帳を整備することとされている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第22条</li> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</li> </ul>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	自治税務局
	担当課・室名	固定資産税課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	地方税法第22条
	目的	地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは人権に対する侵害である。地方税法第22条は、このような人権侵害の発生を防止するため、秘密を漏らした場合の罰則を規定している。
	対象	地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年に制定、平成10年に法定刑の引き上げ、平成23年に更に法定刑を引き上げ予定
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	農地基本台帳の作成に当たり、管理項目とされている農地所在地、農地地番、農地地目、所有者氏名の情報が必要であるところ、正確な情報を得るためには固定資産税データが必要不可欠と考えられる。 したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、農地基本台帳の法定化(所有者の登記の義務化)、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 11】

規制改革事項(事務局記載)	主体が制限されている事業の民間開放 (農地信託事業実施主体、農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体)	
規制の概要(事務局記載)	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>以下の事業はそれぞれ主体が限定されている。</li> <li>(1) 農地信託事業 <ul style="list-style-type: none"> <li>農協、農地保有合理化法人に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。</li> </ul> </li> <li>(2) 農地保有合理化法人 <ul style="list-style-type: none"> <li>農業公社(都道府県・市町村)、農協(総合農協に限る)、市町村に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。</li> </ul> </li> <li>(3) 農地利用集積円滑化団体 <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村、公社、農業協同組合等の非営利団体に限定されており、農業生産法人や民間企業が実施主体になれない。</li> </ul> </li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地法第3条第1項第14号</li> <li>農業経営基盤強化促進法第4条第2項、同法施行規則第1条</li> <li>農業経営基盤強化促進法第4条第3項、同法施行規則第1条の2、3</li> </ul>	
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課、協同組織課、経営政策課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農地法第3条第1項第14号、農地法第3条第2項第3号 農業経営基盤強化促進法第4条第2項、同法施行規則第1条 農業経営基盤強化促進法第4条第3項、同法施行規則第1条の2、3 農業協同組合法第10条第3項
	目的	農地の有効利用、農地の面的集積等の取組に資するため。
	対象	農地及び採草放牧地
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<p>(1)</p> <p>【農協による農地信託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和37年</li> </ul> <p>【合理化法人による農地信託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成5年の農業経営基盤強化促進法立法時に、農地売渡信託事業を農地保有合理化事業の一事業として位置付け。</li> <li>平成17年の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農地保有合理化事業を拡充し、農地貸付信託事業を創設。</li> </ul> <p>(2)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>昭和45年の農地法の一部改正により、農地等の権利移動の制限の例外として、農地保有合理化事業を位置付け。</li> <li>平成5年の農業経営基盤強化促進法立法時に、農地保有合理化法人を同法に位置付け。</li> <li>平成17年の農業経営基盤強化促進法の一部改正により、農業生産法人への金銭出資、貸付信託を行う事業を創設し、農地保有合理化事業を拡充。</li> </ul> <p>(3)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。平成21年12月15日施行。)により措置。</li> </ul>
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>担い手への農地集積がなかなか進まず、また、経営農地が分散している現状は、農地の効率的な利用が図られているとは言い難い。多くの優良農地の流動化が危惧される現在、これまでの受動的な対応ではなく、積極的・戦略的な農地の流動化・集約化を図るため、機動性、専門性のある新たな主体による農地集積が急務である。</p> <p>したがって、①農地信託事業、②農地保有合理化法人、③農地利用集積円滑化団体について、農業生産法人や民間企業もその主体となれるようにすべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>農地法上、不耕作目的の農地の所有は、原則として認められていないところであるが、農地等の有効利用を促進するため、例外的に上記主体に限定して農地の中間保有を認めているところである。</p> <p>なお、昨年の農地法等の改正により創設された上記(3)の農地利用集積円滑化団体が、自ら農地の権利取得をしない農地所有者代理事業のみを行う場合については、市町村、農業協同組合又は市町村公社に加え、非営利法人や営利を目的としない法人格を有しない団体も事業実施主体となることが可能である。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 12】

規制改革事項(事務局記載)		不適正利用農地の改善
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・農地法第37条に規定される特定利用権制度は、①農業委員会から遊休農地所有者への通知がなされないと手続きがスタートしないこと、②現在の利用権の設定等の協議対象者構成(農地保有合理化法人、農地利用集積円滑化団体、特定農業法人)では、積極的な移転が図られないこと、③ペナルティがないこと、などにより有効に機能していないとの指摘がある。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・農地法等</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農地法第30条～第44条
	目的	耕作放棄の発生抑止とその解消・再発防止
	対象	全ての農地
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(平成17年法律第53号)により措置され、農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。平成21年12月15日施行。)により拡充。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用を促進するため、本制度の実効性確保に向けた見直しを行うべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	措置済。 昨年の改正により、これまで市町村の判断に基づき行っていた遊休農地対策を改め、市街化区域を含めた全ての遊休農地を対象を拡大するとともに、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続きを農業委員会が一貫して実施し、所有者が確知できない遊休農地についても知事の裁定ができるよう措置したところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 13】

規制改革事項(事務局記載)		優良農地の確保と有効利用等の国土資源の合理的利用のための農地流動化促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・現在は、未相続農地や不在農家が多く存在する為、担い手に利用権設定する際、複雑な権利関係の調整が必要であり、農地の流動化を妨げている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・農地法等</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業経営基盤強化促進法第4条第3項(農地利用集積円滑化事業)
	目的	農地の保有リスクを回避しつつ、農地の面的集積の取組を支援するため。
	対象	農地の所有者、農地の面的集積を図ろうとする農業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。平成21年12月15日施行。)により措置。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	耕作放棄地を解消して農地を有効活用する必要があることから、流動化促進にあたっては、農地の相続に係わる制度も見直すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	措置済。 昨年の農地法等の改正により、相続等による農地の権利移動の届出の義務化を措置したところ。 また、農地の利用集積を促進するため、昨年の農地法等を改正し、農地利用集積円滑化事業を措置し、併せて、当該事業を促進するため、農地利用集積事業を概算要求しているところ(平成23年度概算要求額:40億円)。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 14】

規制改革事項(事務局記載)		民間不動産業者が農地を扱う認可制度の創設
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・現在の法律でも一般の不動産業者が農地を扱うことは可能であるにも関わらず、そのような事例はほとんど見受けられない。その理由として、①農地の集積等に関与してもそれに見合う収入が無い、②不動産業者が農地の集積が出来ることを農地の所有者が知らないこと、等が挙げられる。その為、農業法人が積極的に農業を行うために農地の集積をするのに、経営者自らが関わることしか現在は道はない。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・農地法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業経営基盤強化促進法第4条第3項(農地利用集積円滑化事業)
	目的	農地の保有リスクを回避しつつ、農地の面的集積の取組を支援するため。
	対象	農地の所有者、農地の面的集積を図ろうとする農業者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。平成21年12月15日施行。)により措置。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	農地の集積をする不動産の知識を持った組織や個人を認可、あるいは許可する制度を創設すべきである。 加えて、その者に農地集積のためのインセンティブを持たせる制度を構築すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	措置済。 昨年の農地法等の改正により、農地の利用集積を促進するため、農地利用集積円滑化事業を措置したところ。 なお、農地利用集積円滑化事業を促進するため、農地利用集積事業を概算要求しているところ(平成23年度概算要求額:40億円)。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 15】

規制改革事項(事務局記載)		農地の村外(県外・国外)所有者の管理利用責任の義務化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続等によって不在地主による農地の所有が増えつつあるなかで、農家組合(集落の農家組織)の賦課金の集金等の集落管理コストが増大するとともに、集落が課す見えざる租税公課とその管理義務については、不在地主の意識として希薄化しつつある。</li> <li>・また、耕作放棄地等については、結局、親戚や地元の関係者が管理することとなっている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	構造改善課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農地法第3条第1項第12号 農地法第3条の3第1項 農地法第30条～第44条
	目的	相続等による農地の権利移動の把握 耕作放棄の発生抑止とその解消・再発防止
	対象	相続等による農地の権利移動 全ての農地
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号。平成21年12月15日施行。)により措置。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	このよう事態は、農地の利用集積からも弊害が生じており、農家経営の負担となっていることから、一定程度の管理利用責任を義務化すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	措置済。 昨年の農地法改正により、相続等により農地の権利を取得した場合の農業委員会への届出を義務化したところ。 また、併せて、これまで市町村の判断に基づき行っていた遊休農地対策を改め、市街化区域を含めた全ての遊休農地に対象を拡大するとともに、遊休農地の所有者等に対する指導、通知、勧告といった手続を農業委員会が一貫して実施し、所有者が確知できない遊休農地についても知事の裁定ができるよう措置したところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 16】

規制改革事項(事務局記載)		市民農園開設にかかる基準の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園を開設したくても、農地を所有する個人等では、市町村と農家とが貸付協定を結び、なおかつ農業委員会の承認が必要となるため、事実上貸付が困難な場合が多い。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民農園整備促進法</li> <li>特定農地貸付法</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省(※市民農園整備促進法は国土交通省との共管)
	担当局名	農村振興局
	担当課・室名	都市農村交流課都市農業室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	特定農地貸付法第3条第1項及び第3項 市民農園整備促進法第7条第1項及び第3項
	目的	農地の権利移動については農地法第3条により、原則として農業委員会の許可が必要とされている。したがって、市民農園として利用するために農地を貸し付ける場合も、本来ならば農業委員会の許可が必要となるが、市民農園の区画ごとに許可を行うのは、手続きが煩雑で非効率である。このため、市民農園の開設に際し、農業委員会がいわば包括的に農地の権利移動に係る可否の判断を行う(個々の区画ごとに農地法第3条の許可を受けることを要しない)こととするものである。
	対象	特定農地貸付法又は市民農園整備促進法に基づき市民農園の開設を申請する者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	特定農地貸付法・・・平成元年6月28日制定 市民農園整備促進法・・・平成2年6月22日制定
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	市民農園の貸付けについては農業委員会を介在しないで市町村レベルで開設できるようにすべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	市民農園の開設に当たっては、本来ならば個々の区画ごとに農地の権利移動に係る農業委員会の許可(農地法第3条)が必要であるが、手続の簡素化の観点から、農業委員会がいわば包括的に農地の権利移動に係る判断を行うこととしているものであり、本制度について農業委員会が介在しないようにする見直しを行うことは困難である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(各府省作成)

【農林・地域活性化 17】

規制改革事項(事務局記載)		農協からの信用・共済事業の分離
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・農協は、農業資材の購入、農産物の販売等の農業関係事業ではなく、金融(信用)事業、保険(共済)事業も行っている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・農協法</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農協法第10条
	目的	農業協同組合及び農業協同組合連合会の事業範囲を規定
	対象	農業協同組合及び農業協同組合連合会
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	信用事業及び共済事業については、農業協同組合法制定時(昭和22年)より農業協同組合及び農業協同組合連合会が行うことのできる事業として農協法第10条1項3号及び10号に規定。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	主業農家を対象とした農協本来の機能を発揮させ、農業の構造改革を進展させるため、農協から信用・共済事業を分離すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>○ 農業には、他産業と比較した場合の相対的収益性の低さ、自然災害リスク、資金需要の季節性・零細性等の特徴が存在し、また、農山村地域は、購買店舗や金融機関をはじめ各種サービス機関が十分立地しているとは言えない状況にある。</p> <p>このようにサービスの受けにくい立場にある農業者をはじめとする組合員に対して、その二</p> <p>一ズに即したきめ細かなサービスを提供するには、協同組織形態での総合的な事業の実施と長期に渡る継続的な取引関係を通じて、事業管理コストの低減と経営資源の効率的な利用を行うことが必要である。</p> <p>○ 利用者である組合員にとっても、経済事業、信用事業、共済事業も含めた日常的かつ総合的な取引の結果として、</p> <p>① 迅速かつ的確な審査で資金の融通が受けられるとともに、販売、購買と併せて自らの営農に必要なニーズを一元的に充足できる</p> <p>② 的確な営農指導を受けることが可能となっている</p> <p>などのメリットが存在している。</p> <p>○ 仮に、農協の信用・共済事業を分離すれば、</p> <p>① このような総合サービスの一元的な提供ができなくなり、組合員の利便性が著しく低下する</p> <p>② 事業管理コストの増加や経営の効率性の低下等により、組合員の負担増や農業収益の悪化につながる</p> <p>など、農家の収益性低下や負担増等による経営圧迫につながるものであり、不適切である。</p> <p>○ また、農協の事業は、組合員が自らのニーズに基づいて選択するものであり、地域の主業農家が集まり、自らのニーズに応じて特定の事業に特化する農協を設立することは、現在の制度下においても実施可能である。</p> <p>○ なお、民主党政案集INDEX2009には、「農協、漁協、土地改良区、森林組合等の活動に関しては、組合員の利便性等の観点から、事業の総合的・一体的運営を確保する」と記述されている。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>【問題点】</p> <p>信共分離の実施は、</p> <p>① 農協による総合サービスの一元的な提供ができなくなり、農家組合員の利便性が著しく低下する</p> <p>② 事業管理コストの増加や経営の効率性の低下等により、農家組合員の負担増や農業収益の悪化につながる</p> <p>など、農家の収益性低下や負担増等による経営圧迫につながる。</p>	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 18】

規制改革事項(事務局記載)		准組合員の廃止
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農協には、他の協同組合には認められていない、地域の住民であれば誰でも農協を利用できる准組合員制度がある。</li> <li>・現在では准組合員は農協の組合員の半数を占めるにいたっている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	協同組織課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第12条第1項第2号から第4号まで又は第2項第2号若しくは第3号、第16条第1項
	目的	地域に居住する農業者以外の住民等にも農協の事業を利用することを認めるため
	対象	農協の地区に住所を有する個人又は当該組合からその事業に係る物資の供給若しくは役務の提供を継続して受けている者で、当該組合の施設を利用することを相当とするもの等
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和22年の制定当時から認められている。昭和29年の農協法改正において、農民の組織する団体に准組合員資格を認めた。 平成13年の農協法改正において、当該農協から物資の提供等を継続して受けている者であって、当該農協の施設を利用することを相当とするものに准組合員資格を認めた。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	農家が農村の多数を占めた時代は過去のものであり、「農業」協同組合として活動させるためにも、農協の組合員資格を見直すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>○ 農協法では、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 購買店舗や金融機関をはじめ各種サービス機関の立地が十分でない農村地域においては、農協が農業者のみならず地域の住民の生活に必要な物資やサービスの提供など、生活支援機関としての役割を果たすことが地域の活性化にとって欠かせないこと</li> <li>② 都市近郊においても、農協が、直売所の利用や近隣住民のニーズに応えた各種サービスの提供などを通じて、地域住民の利便性の向上に對して役割を果たすこと等が求められていることから、農業者以外の住民等についても農協の事業を組合員(准組合員)として利用することを認めている。</li> </ol> <p>○ また、准組合員としての農協の加入は、正組合員同様、農協への出資等を通じて事業利用をしたいという地域住民自らの意思によって行われるものである。</p> <p>○ 一方、農協運営の議決権は、農業者である正組合員のみにあることから、准組合員が増加したとしても、「農業者の協同組織」という性格が変化するものではない。</p> <p>○ 組合員資格は、農協が法律の範囲内で定款で定めることとしており、各農協の判断により准組合員を認めないことも可能となっている(現行制度においても農業者のみによる農協の設立は可能)。</p> <p>○ 以上の理由により、准組合員を廃止する必要性はないものとする。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>○ 准組合員を強制的に排除することとした場合には、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地域住民のニーズに応えることができなくなり、地域の活力低下につながる</li> <li>② 多様な組合員のニーズに応えることで培われているサービスの質が低下し、正組合員にとって不利益となるおそれがある。</li> </ol>

<規制評価シート>(各府省作成)

【農林・地域活性化 19】

規制改革事項(事務局記載)		野菜安定化基金の対象農家の範囲拡大
規制の概要(事務局記載)		【概要】 ・(独)農畜産業振興機構において実施している野菜価格安定事業では、生産者と 【根拠法令】 ・野菜生産出荷安定法
所 庁 管 省	担当府省	農林水産省
	担当局名	生産局
	担当課・室名	生産流通振興課
規 制 ・ 制 度 の 概 要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある 場合、併せて記載	野菜生産出荷安定法第12条
	目的	あらかじめ契約を締結した生産者が、天候不良等により市場等から対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される指定野菜)の確保を要する場合等に交付金を交付することにより、契約取引を進め、野菜農家の所得の安定と野菜の流通・加工の高度化を図り、消費者への野菜の安定的な供給を図る。
	対象	(独)農畜産業振興機構が行う登録を受けた対象野菜の生産者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和41年 野菜生産出荷安定法の制定、野菜価格安定制度の創設 平成14年 野菜生産出荷安定法の一部改正、大規模な生産者が直接制度に加入できる仕組みに見直すとともに、契約野菜安定供給制度の創設
規 制 改 革 要 望 等 へ の 対 応	規制改革の方向性(事務局記載)	現在の野菜安定化基金は、国と県と農業団体が基金を積み立てて運用しているので、新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されているとの指摘がある。このためか、系統団体を通じて出荷しない生産者においては、安定化基金の活用ができないケースがあり、都道府県によってセーフティネットの在り方に差が生じているので、系統団体を通じて出荷しない生産者であっても安定化基金を活用できるよう、改善を図るべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	・「新しい団体や新しい組織や農家が入ることは、その積み立てた基金の価値が薄まることが懸念されている」との指摘があるとのことであるが、本制度は、支援の対象となる要件に合致すれば、どのような野菜生産者でも活用可能であるため、指摘は当てはまらなないと考えている。 ・ご指摘の「系統団体を通じて出荷しない生産者においては、安定化基金の活用ができないケースがあり、都道府県によってセーフティネットの在り方に差が生じている」との事例については、詳細な事実関係が不明であるが、現在でも、系統団体を通じて出荷しない場合であっても、一定規模の面積を有する生産者については、本制度による支援対象としてしているところである。このため、当省としては、野菜生産出荷安定法の制度上の問題に起因するものとは考えていない。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	・今臨時国会で成立予定の6次産業化法案においては、野菜生産出荷安定法の特例として、指定産地内外を問わず、リレー出荷による周年供給に取り組む生産者が契約取引を行う場合についても事業対象としているところ。 ・また、平成23年度予算要求において、より多くの生産者が参加できるよう、対象となる生産者の面積要件の緩和に向けて関係府省と調整中。
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 20】

規制改革事項(事務局記載)		農政事務所(旧食糧事務所)における事務権限及び職員定数の削減
規制の概要(事務局記載)		<p><b>【概要】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2003年の食糧庁の廃止に伴う食糧事務所の地方農政事務所への改組、続く2006年の統計情報センターの再編により現在の農政事務所の所管業務は消費・安全事務、食糧事務、統計事務となり大幅な集約と職員定数の削減が行われたとされている。しかし実態は、組織の集約はなされてはいるが職員数については再編後もほとんど変わらないように見受けられる。</li> <li>・また、昨年発覚した事故米事件への対応策として施行された「米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(米トレーサビリティ法)」の一部施行は、新規担当職員の確保だけでなく、新たな事務的経費が発生していると考えられる。</li> </ul> <p><b>【根拠法令】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各省庁の再編に係る関係法令等</li> <li>・米トレーサビリティ法</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	大臣官房
	担当課・室名	地方課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)第3条、第4条、第5条、第6条、第8条</li> <li>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律(平成6年法律第113号)第7条の2</li> </ul>
	目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀事業者に対し、取引記録の作成・保存及び産地情報の伝達を義務付けることにより、安全性を欠くものの流通防止、表示の適正化、適正かつ円滑な流通を確保するための措置の実施の基礎とするとともに、米穀等の産地情報の提供を促進</li> <li>・用途限定米穀の用途外使用の禁止、食用不適米穀の食品としての流通防止</li> </ul>
	対象	米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者 など
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米穀等の取引に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律：平成22年10月施行(産地情報の伝達は平成23年7月施行)</li> <li>・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律：平成22年4月施行(改正部分)</li> </ul>
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>出先機関を縮小し組織改革を推進することは民主党マニフェストに掲げる「出先機関の原則廃止」に向けた取り組みとして評価できるが、新制度創設に伴う権限の拡大、関係部署の増設・職員の確保などは徹底して抑制すべきである。</p> <p>したがって、農林水産省や各地方農政局等が所轄する事務権限を、可能な限り地方自治体へ委譲すべきである。</p> <p>併せて、農政事務所等の職員定数を削減すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>民主党マニフェストや食料・農業・農村基本計画に位置付けられた戸別所得補償制度の本格実施等に伴い、同制度によって生産を促進する新規需要米が主食用として横流れする等の不適正流通が生じないよう、上記制度に基づく米穀の流通監視業務を的確に実施する必要がある。</p> <p>その際、米穀の流通経路が広域的で複雑であることを踏まえ、農林水産大臣の統一的な指揮命令の下で、地方農政事務所等の職員が機動的に対応することが不可欠である。</p> <p>また、平成22年10月より米麦の売買業務については包括的民間委託を導入しており、地方農政事務所においては売買業務の事務を実施しないなど、事務権限を見直すとともに、地方農政事務所等の職員定数についても、平成18年～22年の定員純減計画により、農林統計及び食糧管理等の部門を合わせて4,602名の定員を削減(約37%減)したところである。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>法令違反等の疑いのある事案に対しては、証拠隠滅等の恐れがあることから極めて迅速な対応が求められ、地方自治体間で連携して実施するとしてもなお調査等に著しい支障が生じる。</p> <p>また、上記のとおり、業務・人件費等の効率化については、定員の合理化を通じて、不断の努力を行っているところである。</p>

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 21】

規制改革事項(事務局記載)		中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保証保険法においては、農業・林業・漁業を対象業種から除外している。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令 第1条</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	経営局
	担当課・室名	金融調整課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令 第1条
	目的	次の業種を信用保険の対象外業種とし、中小企業者の範囲から除外。
	対象	農業、林業、漁業、金融・保険業
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	中小企業信用保険法 (昭和二十五年十二月十四日法律第二百六十四号) 中小企業信用保険法施行令 (昭和二十五年十二月十四日政令第三百五十号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	近時、農業以外の業種の中小企業が農業分野に進出しようとするケースが多いが、農業以外の資金については経済産業省が所管する中小企業信用保険制度、農業分野の資金については農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくいとの指摘がある。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資(農協・銀行等が行う融資に国等が利子補給を行うもの)や農協融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できない等の指摘もある。したがって、中小企業が農業等に進出する場合において、利用者利便性の向上等を図る観点から、中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加することを検討する。
	上記規制改革の方向性への考え方	銀行のプロパー融資についても、農業者等に対する農業信用保証保険制度等の利用は可能である。 また、2010年に法改正を行い、銀行等の農業融資を直接農林漁業信用基金が信用補完する融資保険も利用できるようにしたところ。 近年調達先の多様化ニーズを踏まえて、農業信用基金協会と銀行等の契約締結を推奨し、取扱銀行等は増加中(19年3月51件→22年9月145件)であり、引き続き関係者への制度の普及に努め、利用者の利便性確保を図って参りたい。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 21】

規制改革事項(事務局記載)		中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・中小企業信用保証保険法においては、農業・林業・漁業を対象業種から除外している。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令 第1条</p>
所管省庁	担当府省	経済産業省
	担当局名	中小企業庁
	担当課・室名	金融課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	中小企業信用保険法第2条第1項第1号、同法施行令 第1条
	目的	次の業種を信用保険の対象外業種とし、中小企業者の範囲から除外。
	対象	農業、林業、漁業、金融・保険業
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	中小企業信用保険法 (昭和二十五年十二月十四日法律第二百六十四号) 中小企業信用保険法施行令 (昭和二十五年十二月十四日政令第三百五十号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	近時、農業以外の業種の中小企業が農業分野に進出しようとするケースが多いが、農業以外の資金については経済産業省が所管する中小企業信用保険制度、農業分野の資金については農林水産省が所管する農林水産業信用保証保険制度と2つの制度を併用しなければならず、煩雑で分かりにくいとの指摘がある。また、地域によっては、農業信用基金協会が保証対象を国・自治体の制度融資(農協・銀行等が行う融資に国等が利子補給を行うもの)や農協融資に限定し、銀行のプロパー融資には実態として利用できない等の指摘もある。したがって、中小企業が農業等に進出する場合において、利用者利便性の向上等を図る観点から、中小企業信用保険制度に農業、林業、漁業を追加することを検討する。
	上記規制改革の方向性への考え方	両制度が煩雑で分かりにくいものであれば、両制度において、引き続き、よりわかりやすい形での広報が必要。一方で、規制要望の原点が、農林信用基金協会や農林水産業信用保証保険制度であるならば、まずは、農水省所管における同制度をしっかりと使いやすいものにしていただくことが重要。また、銀行のプロパー融資等が利用できない問題は、農林水産業信用保証保険制度の固有の問題であり、中小企業信用保険制度における問題ではない。利用者利便性の向上を図るのであれば、まずはこうした具体的な農林水産業保証保険制度の課題について改善を促すべきである。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	協会間の更なる情報連携強化や、中小保険制度や中小企業信用保険協会における制度設計やノウハウを農林水産業信用保証保険制度に提供。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 22】

規制改革事項(事務局記載)		国有林野事業の更なる民間委託の促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・国有林野事業については、民間事業者の能力を活用しつつ、国有林野事業を効率的に実施するため、伐採、造林、林道の開設及び改良の実施行為を民間事業者に委託して行うこととしている。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・国有林野事業の改革のための特別措置法第7条</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省 林野庁
	担当局名	国有林野部
	担当課・室名	経営企画課・業務課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	国有林野事業の改革のための特別措置法第7条
	目的	民間で実施可能な業務について、民間事業者への委託化を推進し、国有林野の管理経営を効率的に実施する。
	対象	民間事業者
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成10年の国有林野事業の抜本的改革において、国の業務は、保全管理、森林計画等の業務に限定し、伐採、造林等の実施行為は全面的に民間に委託することとしたもの。
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	国有林野事業については、路網整備・伐採等の施業を民間に委託しているが、路網設計・間伐にかかる計画、市場への木材の搬出時期等は依然として国有林野事業を担当する組織が対応しており、市場価格を意識しない木材搬出が行われるなど、経営感覚が欠如しているのではないかと、との指摘もあると聞いている。国有林野事業については、累積債務の解消が課題であることから、経営全般の民間委託等を検討し、民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みを導入すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>国有林野事業特別会計については、10月30日に、行政刷新会議による「事業仕分け」が実施されたところであるが、評価結果は、国が国有林野を引き続き管理経営していくことを前提として特別会計を一部廃止して一般会計に統合、負債返済部分は区分経理を維持するというものであったところである。</p> <p>一般会計化後においては、民主党政権の重要政策で新成長戦略として閣議決定された「森林・林業再生プラン」を推進するため、国有林は、民間の林業事業者と競合する国営企業としてではなく、国有林の資源を活用した地域材の安定供給など民間事業者を支援する役割を果たしていく必要がある。</p> <p>なお、既に、民間による実施が可能な伐採、造林、路網の設置などの実施行為に関しては、ほぼ100%外部委託かつ一般競争入札(原則として総合評価落札方式)により実施するなど、これまでも民間の創意工夫・競争によるコスト削減を働かせる仕組みはすでに導入しているところである。コスト削減には、今後も取り組んでいく考え。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	平成23年度より、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る観点から、間伐事業の一部について、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する予定。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート>(各府省作成)

【農林・地域活性化 23】

規制改革事項(事務局記載)		保安林制度にかかる指定施業要件の変更の簡素化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・保安林制度の指定施業要件の変更については、利害関係を有する者等が、指定施業要件を変更すべき旨を書面により農林水産大臣または都道府県知事に申請し、保安林の指定目的に支障を及ぼすことがないと認められた場合に、指定施業要件を変更することができる。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・森林法第33条の2</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	治山課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	・森林法第33条の2第1項及び第2項
	目的	水源のかん養、土砂の流出の防備等の公共の目的の達成
	対象	都道府県
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和37年制定 平成11年改正 (重要流域以外の流域に存する森林法第25条第1項第1号～第3号保安林についてはその指定施業要件の変更の権限を都道府県に委譲(法定受託事務)。第4号以下はすべて自治事務とされた)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	森林・林業基本法の改正(平成13年6月)に伴い、複層林施業の促進及び多様な樹種による多様な森林整備を図ることを目的として、保安林制度における指定施業要件の緩和が行われたところ、植栽指定樹種及び伐採率の変更など、当該要件の変更については、所有者等からの申請が必要である。保安林面積全体の約9割を占める流域保全保安林に関しては、農林水産大臣が許可権者であることから、変更により多大な時間・手間を要しているとの指摘がある。したがって、国による一括した要件緩和や届出制の導入(指定施業要件にかかる植栽の方法(ha当り本数)、樹種についての運用基準を公表し、届出制を認める)など、手続きを簡素化する仕組みを導入すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>森林法の改正に伴う措置として指定施業要件の変更を行うにあたっては、民有林においては都道府県知事が変更に必要な保安林の調査を行った上で申請することとしており、必ずしも森林所有者からの申請は必要とはしていないところ。</p> <p>指定施業要件については、保安林における適切な施業を確保するため、伐採方法や植栽方法に関する制限を定めており、憲法29条に定められた私有財産権に影響を与えることを踏まえ、個々の保安林の状況に応じて必要最小限を旨としているところ。このため、属地毎に保安林の指定目的の達成に必要な最小限の規制となるよう、地況林況に基づく慎重な審査が必要である。</p> <p>また、指定施業要件を変更する場合には、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を設けており、届出制とした場合には、こうした受益者と制約を受ける者の双方の意見が十分に反映される機会を失うこととなり、権利関係を巡る要請が多様化している中で届出制を設けることは手続保障の観点から懸念がある。</p> <p>こうした保安林の機能の確保や規制内容の調整に努める一方で、手続きの簡素化については、都道府県による円滑な見直しが進むよう、複数の保安林をまとめて手続きできる調書とし、添付書類についても省略化するとともに、指定施業要件変更の告示についても、一度に一括して告示できる様式とし、現状においてすでに可能な限りの手続きの簡素化を行っているところ。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	指定施業要件は、個々の保安林の状況に応じて適切な施業を確保する一方、憲法第29条に定められた私有財産権に直接影響を与えるものであることから、属地毎の慎重な審査を必要とし、国による一括した変更は、保安林の機能に支障を来す必要以上の変更にかかるおそれもあり困難。また、届出制を導入した場合には、保安林の機能を確保するための属地毎の審査が行われないうえ、地方公共団体の長や直接の利害関係を有する者が意見を提出する機会を奪い、届出者による一方的な手続きとなることから、手続保障の観点から懸念がある。

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 24】

規制改革事項(事務局記載)		林業経営にかかる許認可・届出等のワンストップ化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。</li> <li>自然公園内の特別地域において、木竹を伐採する場合には、国立公園では環境大臣の、国定公園及び都道府県立自然公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>森林法第34条の3第1項、第34条第1項第9号、森林法施行規則第22条の14の3第1項、第22条の8第2項</li> <li>自然公園法第20条第3項、自然公園法施行規則第11条(都道府県立自然公園は条例)</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	治山課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	・森林法第34条の3第1項、第34条第1項第9号、森林法施行規則第22条の14の3第1項、第22条の8第2項
	目的	水源のかん養、土砂の流出の防備等の公共の目的の達成
	対象	森林所有者等
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	法第34条:昭和26年制定 保安林・普通林ともに伐採に係る知事の許可が必要 昭和37年改正 保安林についてのみ伐採に係る知事の許可が必要 法第34条の3:平成10年制定 保安林における間伐について届出制となる
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが煩雑であるとの指摘がある。したがって、森林施業計画(※)を活用することにより、助成を含めた計画・許認可・届出の一体的な運営を図る制度を導入すべき。</p> <p>※森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が作成し、市町村に認定を求められることができる制度。森林所有者は具体的な伐採や造林、保育にかかる計画を作成する。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>保安林制度における伐採許可、作業許可は、各保安林の指定目的に即して期待する保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う必要不可欠の規制措置であり、それぞれの保安林の置かれた状況を十分に踏まえ、その可否を適正に判断することとしている。例えば、作業許可についてみると、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の各観点から、詳細な内容について審査を行い、保安林の指定目的に即して保安機能を十全に発揮する上での支障を具体的に検討し、許可の可否を審査することとなる。</p> <p>他方、御指摘の森林施業計画制度は、計画的かつ合理的な森林施業の推進の観点から、森林所有者の発意により森林施業に関する5力年の計画を作成し、市町村森林整備計画に適合するか否かを審査すること等を主な内容としており、両者の関係は、およそ制度の趣旨・目的が異なるとともに、前者が規制制度の下で永続的に運用される一方、後者は所有者の発意で短期的に終了することも内包されている。</p> <p>森林施業計画に保安林制度の規制措置等を一体的に取り扱うべきとの指摘については、上述したとおり、異なる制度の趣旨・目的の下、許可に当たっての審査内容が全く異なるものである。仮に、こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をするとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備することは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。</p> <p>加えて、森林施業計画の認定対象森林と、保安林に指定されている対象森林との重複は無関係であり、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能である。結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、その面での行政上の非効率が発生することが不可避となり、行政のスリム化が求められる中で、実現が困難であると考えられる。</p>
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	-
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>保安林制度は、保安機能を永続的かつ十全に発揮するため行う規制措置であるのに対し、森林施業計画は森林所有者の発意により森林施業に関する5力年の計画を作成するものであり、上記制度は趣旨・目的が全く異なる。</p> <p>こうした制度上の仕組を度外視して一体的な取扱をするとなれば、保安林制度等で予定する審査対象を森林施業計画制度に具備することは不可欠であり、依然として事務等の効率化は図れないばかりか、事務処理上の調整・連絡が加算され、事務処理コスト及び審査期間の延長が不可避となるものと思料される。</p> <p>さらに、これら制度の対象森林は重複関係になく、仮に一体的な取扱をしようと企図しても、その全部を一体的に取り扱うことは不可能であり、結果的に現行のそれぞれの制度を併存させざるを得ず、行政上の非効率が発生することから実現が困難であると考えられる。</p>

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 24】

規制改革事項(事務局記載)		林業経営にかかる許認可・届出等のワンストップ化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林において、間伐のため立木を伐採しようとする者は、都道府県知事に森林の所在場所・間伐立木材積・間伐方法等を記載した間伐の届出書を提出しなければならない。また、作業道の開設についても、伐採面積・本数等を記載した届出書を提出しなければならない。</li> <li>・自然公園内の特別地域において、木竹を伐採する場合には、国立公園では環境大臣の、国定公園及び都道府県立自然公園では都道府県知事の許可を受けなければならない。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林法第34条の3第1項、第34条第1項第9号、森林法施行規則第22条の14の3第1項、第22条の8第2項</li> <li>・自然公園法第20条第3項、自然公園法施行規則第11条(都道府県立自然公園は条例)</li> </ul>
所管省庁	担当府省	環境省
	担当局名	自然環境局
	担当課・室名	国立公園課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	自然公園法第20条第3項(特別地域内における許可)、第9項第4号 自然公園法施行規則第11条、第12条第15号、第22号の3、第26号、第26号の5、第27号の4、第29号の3、第29号の5、第29号の19、第31号等
	目的	優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、国民の保健、休養及び強化に資するとともに、生物多様性の確保に寄与することを目的とする。
	対象	特別地域内において、木竹の伐採等要許可行為を行おうとする者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	自然公園法 昭和32年制定、平成21年6月3日改正 自然公園法施行規則 昭和32年制定、平成22年3月29日改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>伐採及び造林等の林業経営に関する行政への許認可・届出については、保安林制度・自然公園法にかかる申請等を個別に行っており、手続きが煩雑であるとの指摘がある。したがって、森林施業計画(※)を活用することにより、助成を含めた計画・許認可・届出の一体的な運営を図る制度を導入すべき。</p> <p>※森林施業計画は、森林法に基づき、森林所有者が作成し、市町村に認定を求められることができる制度。森林所有者は具体的な伐採や造林、保育にかかる計画を作成する。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>自然公園法は優れた自然の風景地を保護すること等を目的としている一方、森林法はそれを目的としていないことから、森林施業計画が認定された場合であっても、風致景観上の問題のある伐採がされるおそれ等も考えられる。したがって、目的の異なる森林法との一体的な運営による許可等を行うことは適切でない。</p> <p>ただし、間伐、造林、下刈、つる切り等の林業経営のために行われる日常の森林の管理については、自然公園法においては許可は不要としており、風致景観へ甚大な影響を及ぼすおそれのある行為のみを規制する等、林業経営に対する手続き簡素化への配慮を既に行っている。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>上記のとおり、森林法と一体的な運営による許可等を行うことは、優れた自然の風景地を保護するという自然公園法の目的の達成に支障を生じるおそれがあるため適当でない。</p> <p>ただし、上記のとおり、日常的な森林管理については既に許可は不要となっている。</p>

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 25】

規制改革事項(事務局記載)		森林簿・森林計画図の民間利用の促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 森林簿及び森林計画図(「森林簿等」)は、施業計画の策定に必要であるにもかかわらず、林野庁は、森林簿等の「情報管理権限は都道府県にあり、当該情報には個人情報を含むことから、各都道府県の個人情報保護条例の取り扱いに従って適切に扱われる必要があり、国が強制的に開示できるものではない」との見解を示している。 このため、各都道府県により森林簿等の情報の扱いが大きく異なっている。</p> <p>【根拠法令】 —</p>
所管省庁	担当府省	農林水省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	計画課
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	—
	目的	—
	対象	—
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	—
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	積極的・戦略的な施業集約を進めるため、一定の条件を満たした林業事業体には、森林所有者との施業委託契約の締結の有無に関わらず開示するなど、森林簿・森林計画図の民間利用を促進すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>森林簿及び森林基本図の情報管理権限は都道府県にあり、特に個人情報が含まれることから各都道府県の個人情報保護条例に従って適切に扱われる必要がある。</p> <p>森林施業の集約化のため森林情報を活用することは重要と認識しており、林野庁では、「規制改革推進のための3カ年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)に基づき、要望に応じて森林簿及び森林基本図が林業経営者や林業事業体に開示されるよう都道府県への助言を行っているところである。</p> <p>さらに、平成22年9月10日に閣議決定された「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」において平成22年度中に意欲や能力のある事業体に対し森林簿及び森林計画図が開示されるよう助言を行うこととされ、平成22年10月8日に閣議決定された「円高・デフレ対策のための緊急総合経済対策」に基づき時期を前倒し、平成22年12月中に都道府県に対し、助言を行う予定である。このように、森林簿・森林計画図の民間利用について適切に対応しているところである。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	<p>都道府県が保有する森林簿等の個人情報を含む情報を公開するという措置については、個人情報保護条例の在り方及び運用に関わる事項であり、個人情報保護制度の所管省庁において、検討が行われるべきである。</p> <p>なお、「新成長戦略実現に向けた3段階構えの経済対策」の参考資料に、今後規制・制度改革に関する分科会で引き続き検討する事項として、「民間事業者による行政情報の利用・活用」があげられている。</p>

<規制評価シート>(各府省作成)

【農林・地域活性化 26】

規制改革事項(事務局記載)		林業用種苗の見直し
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業種苗法においては、一定の区域において採取・育成される種苗について、気候その他の自然条件から生育に適すると認められる区域を配布区域として指定することができる」と規定している。</li> <li>・都道府県においては、林業用樹苗標準価格調整会議等にて、標準価格を決定している等、硬直的な価格となっている。</li> <li>・国は都道府県に対し、造林等の森林整備事業に要する費用の一部を補助すると規定している。(ha当たり植栽本数は都道府県の独自規定)</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・林業種苗法第24条、林業種苗法施行規則第29条</li> <li>・林業用優良種苗生産需給調整要綱。</li> <li>・森林法第193条、造林補助事業。</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	研究・保全課森林保全推進室
規制・制度の概要	根拠法令等(条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	【根拠法令】 林業種苗法第24条、林業種苗法施行規則第29条、農林省告示「林業種苗法第24条第1項の規程に基づく農林水産大臣が指定する種苗の配布区域」
	目的	樹木には産地・系統によってその生育に適した環境条件を備えた一定の地域が存在していることから、不成績造林地の発生や諸被害の発生を防止し、造林の適正かつ円滑な推進を図ることを目的としている。
	対象	配布区域が定められている樹種は、すぎ・ひのき・あかまつ・くろまつ
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	・林業種苗法(昭和45年法律第89号) ・林業種苗法施行規則(昭和45年農林省令第40号) ・農林省告示「林業種苗法第24条第1項の規程に基づく農林水産大臣が指定する種苗の配布区域」(昭和46年農林省告示第179号)
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	種苗については、①種苗配布区域が定められ、地域間移動が行えない。②林業用樹苗標準価格調整会議等で標準価格が決定する等、価格形成が硬直的であり、民間の林業経営者が苗木を生産・植栽することは可能であるが、造林補助金を受領できない場合もあるなど、公正な競争が阻害されている。③造林補助事業の対象となるha当たり植栽本数が2,000～3,000本に限定されており、小数間伐・短期間で主伐が可能な1,000本以下の低コスト造林などのビジネスモデルが展開できない。との指摘がある。 したがって、種苗配布区域の規制緩和、種苗生産にかかる民間開放の促進及び造林補助事業の対象拡大を行うべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	① 樹木には、産地・系統によってその生育に適した環境条件を備えた一定の地域が存在しており、不成績造林地の発生や諸被害の発生を防止し、造林の適正かつ円滑な推進を図ることを目的として、農林水産大臣は林業用種苗の配布区域を指定することができる(林業種苗法第24条第1項)とされている。造林する種苗の選択いかんでは、将来の森林の健全性に取り返しのつかない影響を及ぼすものであることから、配布区域の指定の必要性に変わりはないと考えている。 ② 林業用種苗価格は、市場において価格形成されている。なお、都道府県に設置される林業用優良種苗需給調整会議で標準価格を決定するとの指摘については、このような誤解を受けることのないよう都道府県に対し助言等を行っていく考え。 また、造林補助事業は、森林造成のために行う必要な施策について補助するものであり、苗木の植栽に係る補助において都道府県が、地域の自然的条件に適合した優良な苗木の利用を確保する観点から補助の要件を設定している場合もあるが、造林補助金の交付に当たって公正な競争の阻害となるような要件は設けていない。 ③造林補助事業の要件として植栽本数について限定しておらず、健全な森林を確実に達成する観点から地域の自然条件や技術的知見等に基づいた植栽本数であれば補助対象としていることから、植栽本数の低減による低コスト造林への取組などの多様な森林整備に向けた対応も可能と考えている。 したがって、種苗配布区域は造林の適正かつ円滑な推進に必要なものであり、また、種苗生産の民間開放の促進や造林補助事業の対象拡大は該当しないものとする。
	【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補充措置の有無等	・ 林業用種苗の配布区域を廃止した場合には、造林する種苗の選択の失敗から、不成績造林地や諸被害が発生することとなり、将来の森林の健全性に取り返しの付かない影響を及ぼし、造林の適正かつ円滑な推進に支障を来すこととなる。また、林業用種苗価格の決定については、都道府県や林業用優良種苗生産需給調整会議が行っているような誤解を受けないよう指導を徹底(平成22年度末までに措置予定)。 ・ 都道府県に対し、以下の点について指導を徹底(平成22年度末までに措置予定)。 ①補助対象とする苗木に要件を課す場合には、地域の自然的条件等を踏まえた適切な森林造成の観点から必要最小限のものとし、例えば民間事業者が生産した苗木であることをもって補助対象から除外するなど合理性を欠く要件を課さないこと ②全国森林計画(平成20年10月21日閣議決定)において「効率的な施策実施の観点から、技術的合理性に基づき、現地の状況に応じた柔軟な植栽本数の選択について配慮することとする。」とされていることを踏まえ、造林の低コスト化や地域の創意工夫等に資する多様な植栽方法・植栽本数等に応じた標準単価の設定を進めること。ただし、地域の気候・土壌等の自然条件への適合性や材質への影響等の技術的知見の蓄積等、対外的に説明のつく根拠を準備すること

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 27】

規制改革事項(事務局記載)		森林情報の整備に向けた測量・実地調査等の推進のための環境整備
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・農林水産大臣、都道府県知事または市町村長は、当該職員に、実地調査等(測量・標識の建設・立木竹の伐採)を行わせることができると規定している。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・森林法第188条第2項</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	企画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	森林法第188条第2項
	目的	森林法に規定する手続の施行
	対象	行政庁職員
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	昭和26年制定 昭和53年、平成10年一部改正
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>国や地方自治体の森林計画の策定・実施のため、民間事業者が業務委託を受け、森林の資源・境界調査を行い森林情報の整備を行っているところ、森林法においては、行政庁の職員にのみ立入調査を認めているため、民間事業者は業務委託をした場合でも、他人の森林を避けて大幅な回り道をするなど、非効率な調査を行わなければならない。</p> <p>したがって、行政庁の職員に加え、行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行えるよう森林法を改正すべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	行政庁から業務委託を受けた民間事業者も他人の森林に立ち入って測量・実地調査等を行うための措置について、所要の法改正を今後検討する。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	平成23年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 28】

規制改革事項(事務局記載)		森林管理・環境保全直接支払制度の補助金支払い方法の改善
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 現在の造林補助金は、森林所有者の県への申請事務を森林組合が代行していることが多い。また、森林組合と共同森林施業計画を作成している例も多い。これらの場合、実態として補助金は森林組合の口座に支払われ、森林組合に施業委託せざるを得ない状況となっている。 なお、森林組合は作業班による作業経費を控除して清算し、補助金との差額については森林組合の清算書により納付することになる。</p> <p>【根拠法令】 森林法第193条、森林法施行令第12条 但し、補助金・交付金についての交付先口座は法令で規定されたものではないので、健全な林業事業体育成の観点から対処することになる。</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	整備課造林間伐対策室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	森林法第193条
	目的	京都議定書森林吸収目標の達成を始めとする森林の有する多面的機能の持続的発揮、10年後の木材自給率50%以上の達成
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	平成23年度の概算要求では、森林管理・環境保全直接支払制度が創設されることになっており、今後、交付補助金の支払先は森林施業計画(将来は森林経営計画)の作成者となる方向である。しかし、健全な競争を促進する観点から、直接支払いの補助金の交付窓口は、所有者本人の口座に限定すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	「森林管理・環境保全直接支払制度」では、個々バラバラの森林施業を行う者に対して網羅的に支援する制度を抜本的に見直し、責任をもって森林施業を行う者を対象として、都道府県を通じて直接補助金を支払うこととしている。なお、本制度においても、森林所有者が自ら責任をもって施業を行う場合は、都道府県を通じて森林所有者に直接補助金が支払われることとなる。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	仮に、補助金の交付対象を所有者本人に限定する場合、補助金の受領者と補助事業の執行に責任を負う者とが異なる場合が生じ、補助事業の適正な執行が困難となる恐れがある。

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 29】

規制改革事項(事務局記載)		森林集約化等の円滑な推進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】 森林・林業再生プランの具体化に向けた改革の方向では、森林集約化や効率的な施業等を推進するため、現在の森林施業計画制度を森林経営計画制度に変更することが予定されている。この森林経営計画制度では、多くの森林所有者を取り纏めて林班又は複数林班単位に作成することを原則としているが、特例として規模の大きい経営体については、経営体単独(複数経営体の共同では不可)でも作成できることとする方向にある。</p> <p>【根拠法令】 ・森林法第11条～第19条、森林法施行令第3条</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	企画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	—
	目的	—
	対象	—
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	—
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	規模の大きい経営体による特例での森林経営計画の作成については、経営体単独でのみ認められ、複数の経営体が共同で行うことは認められない方向にある。しかしながら、共同作成が認められなければ、①個人所有では、森林の共有(相続による親子共有・親族の分割所有等)が一般化しているため、経営管理の分割につながる。②規模の大きい経営体同士が連携・協調して更なる効率的経営や木材生産・販売の合理化を行うことができない。したがって、所有形態の実態に即し、効率的な林業経営を促進する観点から、一定規模の経営体であることを前提として、特例計画における複数経営体の共同作成を認めるべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	森林施業計画の改正の具体的内容については、検討中である。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	平成23年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置が講じうるかを検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 30】

規制改革事項(事務局記載)		森林・林業再生プランの円滑な推進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業再生プランは「今後10年間を目途とした路網の整備、施業の集約化及び必要な人材育成による体制を構築する。」としている。</li> <li>・平成22年度概算決定では、「森林整備事業は、平成24年度までに段階的に集約化施業に転換する。」「集約化施業の取組みが平成23年度末までにすべての私有林をカバーできる体制を構築」とされている。</li> <li>・平成23年度概算要求・要望では、施業集約化に限定した予算が公表されている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <p>—</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	企画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	—
	目的	—
	対象	—
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	—
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>政策転換の事業詳細が示されないため、平成23年度当初予算の対応ができない。(この場合は事業期間が短くなる。)また、国の施策を補完してきた地方施策の見直しが進まない。さらに、森林組合等の受入体制づくりが進んでいないため、造林補助制度の廃止、地域活動支援交付金制度の見直しにより、事業展開が不透明となっている。</p> <p>したがって、施業集約化への移行と事業施行が同時進行することにより、地域が混乱することのないよう、早急に政策転換の事業詳細を示すとともに、事業展開を可能とする受入体制の整備を図るべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	政策転換の内容については、工程表も含めて早急に公表するとともに、説明会等を開催し、地方公共団体等へ周知を図る。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	11月中に「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(最終取りまとめ)を公表予定
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 31】

規制改革事項(事務局記載)		森林所有者の責務の明確化
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・欧米先進国においては、森林所有者は森林を森林として維持することが、法律により森林所有者に義務付けられている。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林・林業基本法第9条に「義務」より弱い「責務」として「森林の有する多面的機能が確保されること旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」と規定されている。</li> <li>・森林法では、市町村森林整備計画による要間伐森林のリストアップ、施業の勧告、都道府県知事の調停、裁定の申請などが規定されている。</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	企画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	森林・林業基本法第9条
	目的	森林の有する多面的機能の確保
	対象	森林所有者等
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	平成13年の改正にて創設
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	森林所有者の義務を明確にすることにより、施業集約化の推進にあたっての団地区域の設定、路網整備への合意形成の円滑化と提案する施業プランによる搬出間伐等の実効性を確保すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	森林・林業基本法第9条においては、森林所有者等の責務として、「森林の所有又は森林を使用収益する権原を有する者は、基本理念にのっとり、森林の有する多面的機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるように努めなければならない。」との規定を設けたうえで、これを体现するために森林法において、林地開発の許可制、保安林に対する伐採等の規制、保安林以外の森林についての伐採の届出制、間伐が必要な森林についての施業代行制度等を措置することで、森林を森林として維持することを含め、適正な施業管理の確保を図っているところ。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	所有者が不明である場合を含め、適正な施業を確保するための対応を強化する観点から、平成23年通常国会への提出を検討している森林法改正法案においてどのような措置を講じ得るか検討。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 32】

規制改革事項(事務局記載)		森林簿整備の促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿情報更新が適時に行われないなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第22条</li> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</li> </ul>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	計画課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	
	目的	
	対象	
	規制・制度の制定時期、 主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>納税義務者の確認には地方税法22条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。</p> <p>一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第191条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままである。</p> <p>したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化(所有者の登記の義務化)、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>森林簿を法定化することは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 地籍、固定資産台帳など既存の法定台帳があるにもかかわらず、森林に特化して新たな個人情報に関する法定台帳を作成するといった特定分野のみを対象とした国民の財産権への関与の強化の弊害と法律上の効果とのバランス</li> <li>② 法定台帳として整備することに伴い都道府県の労力、費用、行政責任が著しく増大すること</li> </ol> <p>等の問題があり、慎重に検討することが必要であり容易な問題ではない。</p> <p>しかしながら、所有不明森林が計画的な路網整備や間伐を推進する上で支障となることから、まずはその解消に努めていく考え。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	現在、所有不明森林を含め、間伐を促進するための措置や、路網整備のため土地の使用を可能とするための手続きの改善について、森林法の改正を行うことを検討しているところ。
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 32】

規制改革事項(事務局記載)		森林簿整備の促進
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続等の登記が進まない現状があり、税務情報による所有者等の特定は地方税法により規制がかけられているとともに、森林簿情報更新が適時に行われないなど、路網整備等の計画策定時に手間取ることが多い。</li> </ul> <p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第22条</li> <li>・個人情報の保護に関する法律</li> <li>・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</li> </ul>
所管省庁	担当府省	総務省
	担当局名	自治税務局
	担当課・室名	固定資産税課
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	地方税法第22条
	目的	地方税に関する調査に関する事務に関して知り得た私人の秘密を第三者に知らせることは人権に対する侵害である。地方税法第22条は、このような人権侵害の発生を防止するため、秘密を漏らした場合の罰則を規定している。
	対象	地方税に関する調査に関する事務に従事している者又は従事していた者
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	昭和25年に制定、平成10年に法定刑の引き上げ、平成23年に更に法定刑を引き上げ予定
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	<p>納税義務者の確認には地方税法22条により情報の提供が禁止されており、情報を知りうるためには、法的根拠が必要とされているところ。</p> <p>一方、森林簿は都道府県により整備され、森林法第191条による地域森林計画、市町村森林整備計画及び森林施業計画の樹立を義務づけられているが、法的発出根拠が不明朗のままである。</p> <p>したがって、法令上における固定資産税データの提供を受けられる規定の整備、森林簿の法定化(所有者の登記の義務化)、地籍調査の促進及びその調査結果と登記簿データとの統合化等、短期及び中長期の対策を講じるべきである。</p>
	上記規制改革の方向性への考え方	<p>所有者の同意を得れば、固定資産課税台帳に登録されている所有者の氏名及び所在に関する情報を提供することは可能であり、現実的な対応としては、地方公共団体から要請があり、資産所在の市町村長が行政上必要なものと認めた場合には、所有者の意向を確認することにより対応可能である。</p> <p>また、地番等の不動産登記簿に記載されている事項については、何人も知ることができ、秘密に該当しないものであることから、提供することは可能である。</p>
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	—
	【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	—

<規制評価シート> (各府省作成)

【農林・地域活性化 33】

規制改革事項(事務局記載)		京都議定書における森林吸収量1300万炭素トンの達成に向けた措置拡充
規制の概要(事務局記載)		<p>【概要】</p> <p>・京都議定書の第1約束期間の終期である平成24年度までの集中的な間伐等の実施の促進を図るため、市町村特定間伐等促進計画作成による優遇措置が講じられているが、国の事業再編により、森林整備事業(造林補助)が平成23年度に廃止されるため現状の間伐実施量を確保することは困難となる。</p> <p>【根拠法令】</p> <p>・森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法 第5条</p>
所管省庁	担当府省	農林水産省
	担当局名	林野庁
	担当課・室名	整備課造林間伐対策室
規制・制度の概要	根拠法令等 (条項名まで記載) ※告示・通達等に根拠がある場合、併せて記載	森林法第193条
	目的	京都議定書森林吸収目標の達成を始めとする森林の有する多面的機能の持続的発揮、10年後の木材自給率50%以上の達成
	対象	
	規制・制度の制定時期、主な改正経緯	
規制改革要望等への対応	規制改革の方向性(事務局記載)	施業集約化への政策転換を受け入れる体制が整った地域では、平成23年度からはじまる「森林環境保全直接支援事業」を活用した間伐が可能となるが、早急な対応が困難な地域においては、施業集約化への移行期間における間伐量を確保するため、従来の伐り捨て間伐を継続させることが必要であり、このための措置を拡充すべきである。
	上記規制改革の方向性への考え方	平成23年度より、面的なまとまりをもって搬出間伐等の森林施業を実施する者を支援する「森林管理・環境保全直接支払制度」を導入することとしている。新成長戦略に位置付けられている「木材自給率50%以上に向上させることを目指す」ためには、効率的な搬出間伐を積極的に推進していくことが不可欠。
	【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容	
	【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等	集約化をせずに、個々バラバラの伐り捨て間伐を支援する従来の事業を継続すれば、次回間伐が必要となる10年後も同じことの繰り返しとなり林業の再生が図られない。